

2011. 8. 26  
日本書籍出版協会

## 出版契約に関する実態調査 概要

調査実施概要	
◎調査依頼社数	455 社（日本書籍出版協会会員社）
◎回答者数	105 社（回答率 23.1%）
◎調査実施期間	2011 年 4～5 月

### 1. 出版契約締結状況

過去 1 年間の新刊書籍の分野別の点数。また、それらのうち、書面による出版契約書を著者と取り交わした点数（学習参考書を除く。翻訳書については、翻訳者との契約の件数）

	出版点数	契約点数	割合
今回調査	17,345	13,387	77.2%
2005 年 11 月	12,721	7,581	59.6
1997 年 12 月	13,739	6,403	46.6

◎契約書の締結割合は徐々に高くなっている。

### 2. 書協ヒナ型の使用割合

(1) 使用している出版契約書では、複数回答で、書協作成のヒナ型をそのまま使用しているのが、20 社（19.0%）、書協ヒナ型を基本に、修正を加えて使用しているのが、67 社（63.8%）、独自の出版契約書を作成しているのが 23 社（21.9%）等であった。

◎書協ヒナ型そのまま、あるいは修正版が、書面による出版契約全体の 8 割以上の場合に使用されている。

(2) 日本書籍出版協会ヒナ型を使用、また修正して使用している場合、その書協ヒナ型の版（回答総数 85 社）※複数回答

- a. 2010 年版 紙＋電子書籍の出版権設定契約書 (18 社 21.2%)
- b. 2010 年版 紙＋電子書籍の独占許諾契約書 (7 社 8.2%)
- c. 2010 年版 電子出版契約書 (7 社 8.2%)
- d. 2005 年版 出版設定型契約書 (51 社 60.0%)
- e. 2005 年版 著作物利用許諾契約書 (6 社 7.1%)

- f. 児童書用出版契約書（児童書四者懇談会作成） （5社 5.9%）  
 g. その他（2000年版、1994年版、1989年版以前のもの、不明） （16社 18.8%）

◎使用しているヒナ型の大半（2005年版（d）、児童書用（f）、それ以前の版（g）を合わせて84.7%）は、紙の出版物についての著作権設定契約。一方で、電子書籍を含んだ契約も、37.6%に上っている。

### 3. 出版契約の期間

(1) 出版契約の期間で最も多いもの（回答総数 101社）

- a. 2年間 （10社 9.9%）  
 b. 3年間 （42社 41.6%）  
 c. 5年間 （25社 24.8%）  
 d. 7年間 （1社 1.0%）  
 e. 10年間 （12社 11.9%）  
 f. その他 （11社 10.9%）

【その他の内訳】 ○1年間（2件） ○4年 ○6年 ○15年 ○20年 ○初版完売時  
 ○絶版まで ○特に明記しない（2件）

(2) 自動更新の期間で一番多いもの（回答総数 98社）

- a. 1年間 （53社 54.1%）  
 b. 2年間 （15社 15.3%）  
 c. 3年間 （18社 18.4%）  
 d. その他 （14社 14.3%）

【その他の内訳】 ○1年間と3年間 ○4年 ○5年（6件） ○原則として自動更新せず  
 再締結 ○絶版まで ○著者から何らかの依頼があればその期間 ○なし、  
 明記していない（2件）

◎契約期間は、3年間以下が、53.5%と半数を超えている。5年間以下だと79.2%となる。当初の契約期間3年以下 + 自動更新1年間で最も一般的なパターン。

### 4. 出版物の電子書籍化

(1) 発行している電子媒体のタイトル数（いずれか1点でも発行している社数 68社）

◇CD-ROM、DVD等のパッケージ商品	計 3,852点
◇オンラインでの配信コンテンツ(内訳は複数回答)	計 23,906点
◆携帯電話向け	18,917点
◆読書専用端末向け（スマートフォンを含む）	7,937点
◆PC向け	17,199点
◇商用データベースへの搭載	計 560点

◎今後の伸びに期待して、読書専用端末、PC向け配信の品揃えに各社は努力していると推測できる。

(2) 出版物の電子書籍化についてどう考えているか（複数回答）

① 新刊書（文庫化を含む）について（回答総数 100 社）

a 新刊書は、基本的に全点、紙の出版物の発行と同時に、電子媒体での販売を想定して電子化を行う。（3 社 3%）

b 新刊書のうち、商品化することが決まっているものに限って、電子書籍化を行う。（28 社 28%）

c 現在は行っていないが、今後電子媒体の販売を行っていく予定。（40 社 40%）

d 未定・検討中・予定なし（19 社 19%）

② 既刊書について（回答総数 102 社）

a 既刊書を、電子媒体での発売の予定の有無に関わらず、順次、商品化を想定した電子化を進めている。（2 社 2.0%）

b 既刊書のうち、電子媒体での発行が決まった物に限って電子化を行う。（66 社 64.7%）

c 当面、電子媒体での発行を行う予定はない。（23 社 22.5%）

d 未定・検討中・予定なし（10 社 9.8%）

◎発行出版物全点の電子化を行っている社は少数。多くは電子書籍出版の販売見込みが立ったものを選択的に電子化している。

(3) 電子書籍化において障害となっている問題点は何か（複数回答 回答 104 社）

「電子書籍化の制作コストがかかりすぎる」 30.8%

「マーケットが成熟していない」 85.6%

「配信業者への卸し条件が悪い」 26.0%

「紙媒体の出版の売上に影響する」 19.2%

「著作権者との契約が煩雑」 38.5%

「独占的に複製できる権利の裏づけがない」 17.3%

「その他」 13.5%

◎電子書籍市場は、携帯コンテンツ以外は今後期待するところが大きいのが現状。契約問題、出版者の法律上の地位についての懸念も大きい。

以 上









## 著作物利用許諾契約書 (2.(2) b.)

著作物名 \_\_\_\_\_

著作者名 \_\_\_\_\_

著作権者名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という) とは、上記著作物 (以下「本著作物」という) に係る出版その他著作物の利用等につき、以下のとおり合意する。

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

甲 (著作権者)

住 所

氏 名

印

乙 (出版者)

住 所

氏 名

印

### 第1条 (出版の許諾)

(1) 甲は、乙に対し、本著作物を、日本を含むすべての国と地域において、印刷媒体を用いた出版物 (オンデマンド出版も含む) として複製し、頒布すること (以下この一連の行為を「出版」といい、発行された出版物を以下「本出版物」という) を独占的に許諾する。

(2) 甲は、前項の利用に関し、乙が第三者に対し再許諾することを承諾する。その場合の利用料等の条件は甲乙別途協議のうえ定めるものとする。

### 第2条 (その他の複製等への利用許諾および第三者への許諾)

(1) 甲は、乙に対し、乙が本著作物を、日本を含むすべての国と地域において、本条第2項および第3条に掲げる態様により独占的に利用することを許諾する。

(2) 以下の各号に掲げる方法により、本著作物の全部または一部を電子的に利用すること (以下「電子出版」という)。

- ① DVD-ROM、メモリーカード等の電子媒体 (将来開発されるいかなる媒体および技術によるものも含む) に記録したパッケージ出版物として複製し、頒布すること
- ② インターネット等を利用し公衆に送信すること (本著作物のデータをダウンロード配信することおよびホームページ等に掲載し閲覧させることを含む)
- ③ データベースに格納し検索・閲覧に供すること

なお上記電子出版においては、電子化にあたって必要となる加工、改変等を行うこと、および自動音声読み上げ機能による音声化利用を含むものとする。

(3) 甲は、乙による前項の利用に関し、乙が第三者に対し、再許諾することを承諾する。



### 第3条（二次的利用）

本契約の有効期間中に、本著作物が翻訳・ダイジェスト等、演劇・映画・放送・録音・録画等、その他二次的に利用される場合、甲はその利用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。

### 第4条（著作物利用料の支払い）

(1) 乙は、甲に対し、第1条および第2条の利用に関し、別掲のとおり発行部数の報告および著作物利用料の支払いを行う。

(2) 乙が、本出版物を納本、贈呈、批評、広告・宣伝、販売促進、業務等に利用する場合（\_\_\_部を上限とする）、および本著作物の全部または一部を同様に電子的に利用する場合については、著作物利用料が免除される。

### 第5条（出版データの権利の帰属）

(1) 甲は、第1条および第2条の利用において、乙の労力および（または）費用により作成された出版物の版面および電子出版用データ（作成途中の中間生成物を含む、以上を総称して「出版データ」という）に関する権利は、乙に帰属することを確認する。

(2) 甲は、本契約の有効期間中のみならず終了後であっても、本出版物の版面を複製した印刷物の出版もしくは電子出版用データを複製しての利用等、出版データを、乙の事前の書面による承諾なく利用せず、第三者をして利用させない。

(3) 本条の規定は、甲の著作権に影響を及ぼすものではない。

### 第6条（甲あるいは第三者による類似著作物等の出版および利用）

(1) 甲は、本契約の有効期間中、本著作物の全部または一部と同一もしくは明らかに類似すると認められる内容の著作物および同一題号の著作物を、自ら第1条にいう出版をせず、あるいは第三者をして第1条にいう出版をさせず、また自ら第2条および第3条にいう利用をせず、あるいは第三者をして第2条および第3条にいう利用をさせない。

(2) 前項にかかわらず、甲が本著作物の全部または一部を、甲自らが運営するホームページ（ブログ、メールマガジン等を含む）において利用しようとする場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。

(3) 甲が、本契約の有効期間中に、本著作物を著作者の全集・著作集等に収録して出版する場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。

### 第7条（権利処理の委任）

(1) 本著作物が以下の方法で利用される場合、甲はその権利処理を乙に委任し、乙はその具体的条件に関して甲と協議のうえ決定する。

- ① 複製（複製により生じた複製物の譲渡および公衆送信ならびに電子的利用を含む）
- ② 貸与

(2) 甲は、乙が前項第1号の利用に係る権利処理については、一般社団法人出版者著作権管理機構または社団法人日本複製権センターへ、前項第2号の利用に係る権利処理については、一般社団法人出版物貸与権管理センターへ、それぞれ委託することを承諾する。

### 第8条（締結についての保証）

甲は、乙に対し、甲が本著作物の著作権者であって、本契約を有効に締結する権限を有していることを保証する。

### 第9条（内容についての保証）

(1) 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。

(2) 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲は、その責任と費用負担においてこれを処理する。

### 第10条（著作者人格権の尊重）

乙は、本著作物の内容・表現または書名・題号等に変更を加える必要が生じた場合には、あらかじめ著作者の承諾を得なければならない。ただし、甲が著作者である場合には、甲は乙に対し、電子出版その他電子的に利用するために必要な範囲において、乙が本著作物に加工、改変等を行うこと、見出し・キーワード等を付加することをあらかじめ許諾する。

## 第11条（発行の責任）

- (1) 乙は、本著作物の完全原稿の受領後\_\_\_ヵ月以内に本著作物を出版または電子出版する。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ出版または電子出版の期日を変更することができる。また、乙が本著作物が出版または電子出版に適さないと乙が判断した場合には、乙は、本契約を解除することができる。
- (2) 乙は、出版する場合の価格、造本、製作部数、増刷の時期、広告・宣伝方法およびその他の販売方法、ならびに電子出版の場合の価格、広告・宣伝方法、配信方法および利用条件等を決定し、その費用を負担する。
- (3) 乙は、慣行に従い、本著作物を継続して頒布する義務を有する。電子出版のみの頒布または配信であっても継続して頒布されているものとする。

## 第12条（著作権者等の表示等）

乙は、甲の権利保全のために、乙の発行する本出版物の所定の位置に©、著作権者名、第一発行年を表示し、電子出版においても、適切な表示を行う。

## 第13条（贈呈部数）

- (1) 乙は、本出版物の発行にあたり、初版第一刷の際に\_\_\_部、増刷のつど\_\_\_部（オンデマンド出版の場合は、データ完成時にサンプルを\_\_\_部）を甲に贈呈する。
- (2) 甲が寄贈等のために本出版物を乙から直接購入する場合、乙は、本体価格の\_\_\_%で提供するものとする。

## 第14条（契約終了後の頒布等）

乙は、本契約の期間満了による終了後も、著作物利用料の支払いを条件として、本出版物の在庫に限り販売することができる。

## 第15条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、本契約上の地位ならびに本契約から生じる権利・義務を相手方の事前の書面による承諾無くして第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

## 第16条（不可抗力等の場合の処置）

地震、水害、火災その他不可抗力もしくは甲乙いずれの責めにも帰せられない事由により本著作物に関して損害を被ったとき、または本契約の履行が困難と認められるにいたったときは、その処置については甲乙協議のうえ決定する。

## 第17条（契約の解除）

甲または乙は、相手方が本契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面によるその違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されない場合には本契約の全部または一部を解除することができる。

## 第18条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約の日から満\_\_\_ヵ年とする。また、本契約の期間満了の3ヵ月前までに、甲乙いずれかから文書をもって終了する旨の通告がないときは、本契約は、本契約と同一の条件で自動的に継続され、有効期間を\_\_\_ヵ年ずつ延長する。

## 第19条（改訂版・増補版等の発行および契約の自動更新）

- (1) 本著作物の改訂版または増補版等の発行については、甲乙協議のうえ決定する。
- (2) 前項に基づく本著作物の改訂版または増補版等の契約は、甲乙の協議において特に異議が示されない限り、本契約と同一の条件で自動的に発効する。
- (3) 前項の規定により自動的に発効された契約の有効期間については、改訂版または増補版等の第一刷発行の日を契約の開始日とみなして、前条の規定を準用する。
- (4) 乙は、著作者から第1項に至らない程度の修正増減の申入れがあった場合には、甲と協議のうえ通常許容し得る範囲でこれを行う。

## 第20条（秘密保持）

甲および乙は、本契約の締結・履行の過程で知り得た相手方の情報を、第三者に漏洩してはならない。

## 第21条（個人情報の取扱い）

- (1) 乙は、本著作物の出版および電子出版の業務において知り得た個人情報について、個人情報



# 電子出版契約書 (2.(2) c.)

著作物名 \_\_\_\_\_

著作者名 \_\_\_\_\_

著作権者名 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (以下「甲」という) と \_\_\_\_\_ (以下「乙」という) とは、上記著作物 (以下「本著作物」という) に係る利用等につき、以下のとおり合意する。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲 (著作権者)

住 所

氏 名

印

乙 (出版者)

住 所

氏 名

印

---

## 第 1 条 (電子出版への利用許諾および第三者への許諾)

(1) 甲は、乙に対し、乙が本著作物を、日本を含むすべての国と地域において、本条第 2 項に掲げる態様により独占的に利用することを許諾する。

(2) 以下の各号に掲げる方法により、本著作物の全部または一部を電子的に利用すること (以下「電子出版」という)。

- ① DVD-ROM、メモリーカード等の電子媒体 (将来開発されるいかなる媒体および技術によるものをも含む) に記録したパッケージ出版物として複製し、頒布すること
- ② インターネット等を利用し公衆に送信すること (本著作物のデータをダウンロード配信することおよびホームページ等に掲載し閲覧させることを含む)
- ③ データベースに格納し検索・閲覧に供すること

なお上記電子出版においては、電子化にあたって必要となる加工、改変等を行うこと、および自動音声読み上げ機能による音声化利用を含むものとする。

(3) 甲は、乙による前項の利用に関し、乙が第三者に対し、再許諾することを承諾する。

## 第2条（著作物利用料の支払い）

- (1) 乙は、甲に対し、前条の利用に関し、別掲のとおり著作物利用料の支払いを行う。
- (2) 乙が、本著作物の全部または一部を広告・宣伝、販売促進、業務等に電子的に利用する場合については、著作物利用料が免除される。

## 第3条（出版データの権利の帰属）

- (1) 甲は、第1条の利用において、乙の労力および（または）費用により作成された電子出版用データ（作成途中の中間生成物を含む、以上を総称して「出版データ」という）に関する権利は、乙に帰属することを確認する。
- (2) 甲は、本契約の有効期間中のみならず終了後であっても、出版データを複製しての利用等を、乙の事前の書面による承諾なく利用せず、第三者をして利用させない。
- (3) 本条の規定は、甲の著作権に影響を及ぼすものではない。

## 第4条（甲あるいは第三者による類似著作物等の利用）

- (1) 甲は、本契約の有効期間中、本著作物の全部または一部と同一もしくは明らかに類似すると認められる内容の著作物および同一題号の著作物を、自ら第1条にいう利用をせず、あるいは第三者をして第1条にいう利用をさせない。
- (2) 前項にかかわらず、甲が本著作物の全部または一部を、甲自らが運営するホームページ（ブログ、メールマガジン等を含む）において利用しようとする場合には、甲は事前に乙に通知し、乙の同意を得なければならない。

## 第5条（締結についての保証）

甲は、乙に対し、甲が本著作物の著作権者であって、本契約を有効に締結する権限を有していることを保証する。

## 第6条（内容についての保証）

- (1) 甲は、乙に対し、本著作物が第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利をも侵害しないことを保証する。
- (2) 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲は、その責任と負担においてこれを処理する。

## 第7条（著作者人格権の尊重）

乙は、本著作物の内容・表現または書名・題号等に変更を加える必要が生じた場合には、あらかじめ著作者の承諾を得なければならない。ただし、甲が著作者である場合には、甲は乙に対し、電子出版その他電子的に利用するために必要な範囲において本著作物に加工、改変等を行うこと、見出し・キーワード等を付加することをあらかじめ許諾する。

## 第8条（発行の責任）

- (1) 乙は、本契約締結後\_\_\_ヵ月以内に本著作物の電子出版を開始する。ただし、やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ開始の期日を変更することができる。また、乙が本著作物を電子出版に適さないと判断した場合には、乙は、本契約を解除することができる。
- (2) 乙は、価格、広告・宣伝方法、配信方法および利用条件等を決定し、その費用を負担する。
- (3) 乙は、慣行に従い、本著作物を継続して頒布または配信する義務を有する。

## 第9条（著作権者等の表示等）

乙は、甲の権利保全のために、甲の著作権に関する適切な表示を行う。

## 第10条（権利義務の譲渡禁止）

甲および乙は、本契約上の地位ならびに本契約から生じる権利・義務を相手方の事前の書面による承諾無くして第三者に譲渡し、または担保に供してはならない。

#### 第 11 条（不可抗力等の場合の処置）

地震、水害、火災その他不可抗力もしくは甲乙いずれの責めにも帰せられない事由により本著作物に関して損害を被ったとき、または本契約の履行が困難と認められるにいたったときは、その処置については甲乙協議のうえ決定する。

#### 第 12 条（契約の解除）

甲または乙は、相手方が本契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面によるその違反の是正を催告し、当該期間内に違反が是正されない場合には本契約の全部または一部を解除することができる。

#### 第 13 条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約の日から満\_\_\_\_ヵ年とする。また、本契約の期間満了の3ヵ月前までに、甲乙いずれかから文書をもって終了する旨の通告がないときは、本契約は、本契約と同一の条件で自動的に継続され、有効期間を\_\_\_\_ヵ年ずつ延長する。

#### 第 14 条（秘密保持）

甲および乙は、本契約の締結・履行の過程で知り得た相手方の情報を、第三者に漏洩してはならない。

#### 第 15 条（個人情報の取扱い）

- (1) 乙は、本著作物の電子出版の業務において知り得た個人情報について、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の趣旨に則って取扱う。なお、電子出版に付随する業務目的で個人情報を利用する場合は、あらかじめ甲の承諾を得ることとする。
- (2) 甲は、乙が本件電子出版に関する製作・広告・宣伝・販売等を行うために必要な情報を自ら利用し、または第三者に提供することを認める。ただし、著作者の肖像・経歴等の利用については、甲乙協議のうえその取扱いを決定する。

#### 第 16 条（契約内容の変更）

本契約の内容について、追加、削除その他変更の必要が生じても、甲乙間の文書による合意がない限りは、その効力を生じない。

#### 第 17 条（契約の尊重）

甲乙双方は、本契約を尊重し、解釈を異にしたとき、または本契約に定めのない事項については、誠意をもって協議し、その解決にあたる。

#### 第 18 条（著作権等の侵害に対する対応）

第三者により本著作物の著作権が侵害された場合、または本契約に基づく甲または乙の権利が侵害された場合には、甲乙は協力してこれに対処する。

#### 第 19 条（従前の出版契約との関係）

本著作物に関する従前の出版契約等における条項と本契約の条項との間に齟齬が生じた場合には、本契約の条項が優先する。

#### 第 20 条（特約条項）

本契約書に定める条項以外の特約は、別途特約条項に定めるとおりとする。

(別掲) 著作物利用料について

著作物利用料	支払方法・時期





- 第 1 条** (著作権の設定) 甲は、表記の著作物（以下「本著作物」という）の著作権を乙に対して設定する。
2. 乙は、本著作物を出版物（以下「本出版物」という）として複製し、頒布する権利を専有する。
3. 甲は、乙が本著作物の著作権の設定を登録することを承諾する。
- 第 2 条** (出版の責任) 乙は、本著作物の複製ならびに頒布の責任を負う。
- 第 3 条** (著作権の存続期間) 第 1 条により設定された乙の著作権は、第 26 条および第 27 条に定めるこの契約の有効期間中存続する。
- 第 4 条** (排他的使用) 甲は、この契約の有効期間中に、本著作物の全部もしくは一部を転載ないし出版せず、あるいは他人をして転載ないし出版させない。
2. 前項の規定にかかわらず、甲乙同意のうえ本著作物を他人に転載ないし出版させる場合、甲はその処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。
- 第 5 条** (類似著作物の出版) 甲は、この契約の有効期間中に、本著作物と明らかに類似すると認められる内容の著作物もしくは本著作物と同一書名の著作物を出版せず、あるいは他人をして出版させない。
- 第 6 条** (原稿引渡しと発行の期日) 甲は、\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日までに本著作物の完全な原稿（原図・原画・写真などを含む）を乙に引渡す。
2. 乙は、完全な原稿の引渡しを受けた後\_\_\_\_\_カ月以内に本著作物を発行する。
3. やむを得ない事情があるときは、甲乙協議のうえ、前 2 項の期日を変更することができる。
- 第 7 条** (内容の責任) 甲は、本著作物が他人の著作権その他の権利を侵害しないことを保証する。
2. 本著作物により権利侵害などの問題を生じ、その結果乙または第三者に対して損害を与えた場合は、甲はその責を負う。
- 第 8 条** (校正の責任) 本著作物の校正に関しては甲の責任とする。ただし、甲は、乙に校正を委任することができる。
- 第 9 条** (費用の分担) 本著作物の著作に要する費用は甲の負担とし、製作・販売・宣伝に要する費用は乙の負担とする。
2. 甲の指示する修正増減によって、通常の費用を超えた場合には、その超過額は甲の負担とする。ただし、甲の負担額・支払方法は、甲乙協議のうえ決定する。
- 第 10 条** (著作者人格権の尊重) 乙が出版に適するよう本著作物の内容・表現またはその書名・題号に変更を加える場合には、あらかじめ著作者の承諾を必要とする。
- 第 11 条** (©表示) 乙は、甲の権利保全のために所定の位置に©、甲の氏名、第一発行年を表示する。
- 第 12 条** (増刷の通知義務等) 乙は、本出版物を増刷するに際して、あらかじめ著作者にその旨を通知する。
2. 乙は、著作者から修正増減の申入れがあれば、甲と協議のうえこれを行なう。
- 第 13 条** (改訂版・増補版の発行) 本著作物の改訂版または増補版の発行については、甲乙協議のうえ決定する。
- 第 14 条** (製作・宣伝・販売方法等) 乙は、本出版物の定価・造本・発行部数・増刷の時期および広告・宣伝・販売の方法を決定する。

**第 15 条** (贈呈部数等) 乙は、初版第一刷の際に \_\_\_\_\_ 部、増刷のつど \_\_\_\_\_ 部を甲に贈呈する。

2. 甲が寄贈などのために本出版物を購入する場合は、次のとおりとする。

**第 16 条** (著作権使用料および支払方法・時期) 乙は、甲に対して、次のとおり本著作物の著作権使用料を支払う。

著作権使用料	支払方法・時期
実売部数 1 部ごとに	保証分の支払いについて
保証部数                      部	保証分を超えた分の実売部数報告と 支払いについて
保証金額                      円	

2. 甲は、納本・贈呈・批評・宣伝・業務などに使用する部数について、著作権使用料を免除する。

3. 甲は、流通過程での破損、汚損などやむを得ない事由により廃棄処分した部数について、著作権使用料を免除する。

**第 17 条** (発行部数の報告等) 乙は、本出版物の発行部数を証するため、甲に対し製本のつどその部数を報告する。甲の申し出があった場合には、乙はその証拠となる書類の閲覧に応じる。

**第 18 条** (全集その他の編集物への収録) 甲は、この契約の有効期間中に、本著作物を著作者の全集・著作集などに収録して出版するときには、あらかじめ乙の承諾を得なければならない。

**第 19 条** (複写) 甲は、本出版物の版面を利用する本著作物の複写 (コピー) に係る権利 (公衆送信権および複写により生じた複製物の譲渡権を含む) の管理を乙に委託する。乙はかかる権利の管理を乙が指定する者に委託することができる。甲は、乙が指定した者が、かかる権利の管理をその規定において定めるところに従い再委託することについても承諾する。

- 第 20 条**（電子的使用）甲は、乙に対し、本著作物の全部または相当の部分を、あらゆる電子媒体により発行し、もしくは公衆へ送信することに関し、乙が優先的に使用することを承諾する。具体的条件については、甲乙協議のうえ決定する。
2. 前項の規定にかかわらず、甲が本著作物の全部または相当の部分を公衆へ送信しようとする場合は、あらかじめ乙に通知し、甲乙協議のうえ取扱いを決定する。
- 第 21 条**（二次的使用）この契約の有効期間中に、本著作物が翻訳・ダイジェスト等、演劇・映画・放送・録音・録画・電子媒体・貸与等、その他二次的に使用される場合、甲はその使用に関する処理を乙に委任し、乙は具体的条件について甲と協議のうえ決定する。
- 第 22 条**（著作権消滅後の頒布）乙は、第 16 条の規定に従い著作権使用料を支払うことを条件に、著作権消滅の後も本著作物の在庫を頒布することができる。
- 第 23 条**（著作権または出版権の譲渡・質入）甲が著作権の全部もしくは一部を、または乙が出版権を、第三者に譲渡または質入れしようとするときは、あらかじめ相手方の文書による同意を必要とする。
- 第 24 条**（災害等の場合の処置）地震・水害・火災その他不可抗力および甲乙いずれの責にも帰せられない事由により、本著作物に関して損害を蒙ったときまたはこの契約の履行が困難と認められるにいたったときは、その処置について甲乙協議のうえ決定する。
- 第 25 条**（契約の解除）甲または乙は、相手方がこの契約の条項に違反したときは、相当の期間を定めて書面により契約の履行を催告のうえ、この契約の全部または一部を解除することができる。
- 第 26 条**（契約の有効期間）この契約の有効期間は、契約の日から初版発行の日まで、および初版発行後満\_\_\_\_\_ヵ年間とする。
- 第 27 条**（契約の自動更新）この契約は、期間満了の3ヵ月前までに甲乙いずれかから文書をもって終了する旨の通告がないときは、この契約と同一条件で自動的に更新され、有効期間を\_\_\_\_\_ヵ年ずつ延長する。
- 第 28 条**（契約内容の変更）この契約の内容について追加・削除その他変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ決定する。
- 第 29 条**（秘密保持）甲および乙は、この契約の履行に関連して知り得た相手方および相手方の取引先等に関するすべての秘密情報を、相手方の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならない。
- 第 30 条**（個人情報の取扱い）甲および乙は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）の趣旨に則り、本著作物の出版およびそれに付随する業務において知り得た個人情報の取扱いには十分留意しなければならない。
2. 甲は、乙が本出版物の製作・広告・宣伝・販売等を行うために必要な情報を自ら利用し、または第三者に提供することを認める。ただし、著作者の肖像・経歴等の利用については、甲乙協議のうえ取扱いを決定する。
- 第 31 条**（契約の尊重）甲乙双方は、この契約を尊重し、この契約に定める事項について疑義を生じたとき、またはこの契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもってその解決にあたる。

上記の契約を証するため、同文\_\_\_\_\_通を作り、甲乙記名捺印のうえ、各1通を保有する。